

千葉市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、児童養護施設等の職員の人材確保のため、児童養護施設等において実習を受けた学生の就職を促進することを目的とする経費に対し、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱（以下「要綱」という。）の定めるところにより、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「実習を受けた学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号。）に基づく大学、短期大学又は専修学校の一課程として実習を受けた者とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、千葉市内において、乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設を運営する社会福祉法人で、市長が認めるものとする。

(補助対象経費及び交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に定める経費とし、補助金の交付額は、補助対象経費の額と総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ない方の額と、別表2に定める基準額とを比較して少ない方の額（千円未満切り捨て）の10分の10とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておくこと。

(7) 事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

(8) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更交付の申請等)

第9条 規則第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 第7条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市児童養護施設等の職員人材確保事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を調査し、補助事業の中止又は廃止を決定し、千葉市児童養護施設等の職員人材確保事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書は、千葉市児童養護施設等の職員人材確保事業実績報告書(様式第7号)を別に定める期日までに市長に提出するものとする。

(額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金額確定通知書(様式第8号)によるものとする。

(交付の請求)

第12条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第13条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)によるものとする。

(返還の命令)

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金返還命令書(様式第12号)によるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

対 象 事 業
補助対象事業は、実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、当該施設に常勤職員としての就職見込みが前提としてある職員人材確保を図るための事業とする。

別表2（第5条関係）

対 象 経 費	基 準 額
児童養護施設等の職員人材確保事業に必要な経費：賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、備品購入費 等	1日当たり 3,760円 ただし、原則として1人当たり30日分を上限とする